

企業の恣意的判断での雇用継続打ち切りは認めない! 厚生労働委員会で小林正枝衆議院議員が質問!

7月27日、衆議院厚生労働委員会が開かれ「国民の生活が第一・新党きづな」小林正枝議員が、高齢者等雇用の安定等に関する法律（高齢法）一部改正に対し質問しました。会社は、高齢法第9条2項の再雇用基準を悪用し、恣意的判断でJ R 東海労組員の60歳以降の再雇用を閉ざすことにより、組織破壊を画策しています。この国会質問は、私たちのみならず、65歳まで働きたい全国の労働者のために大きく前進したものといえます。以下、主な質問（主旨）と回答です。

【質問・小林正枝議員】

9条2項の基準に該当せず離職した方々は、1.8%、7,600人。これをどう見るのか。その数字の大企業・中小企業の内訳は。

【回答・中沖政府参考人】

それほど大きな数字ではなく、各企業は努力している。しかし、無年金・無収入の方が出る。大変深刻な問題であり、制度的に雇用と年金をつなぐ必要はある。内訳は大企業（従業員301人以上）5,813人・67%、中小企業2,540人・33%である。

【質問・小林正枝議員】

12年の経過措置を設けるとされているが、老齢厚生年金の一部だけで生活できる十分なものではない。厚労省の見解は。

【回答・小宮山国務大臣】

経過措置を設けているが、可能な限り希望者全員が雇用できる制度にすることを検討する。

【質問・小林正枝議員】

継続雇用制度の対象とならない者の範囲が広すぎたり、ちょっとした失敗などで継続雇用の対象外とされる例が残念ながら見受けられる。安心して働けない。

【回答・岡本委員】

修正案の趣旨は、継続雇用制度、希望者全員を対象とするものを基本としている。

【質問・小林正枝議員】

現在例えば、55歳の方が今の段階で基準を満たしていない、として60歳になった時点で継続雇用になりませんと言われてしまうようでは、継続雇用されない人は60歳まで働く意欲がなくなる。企業への指導をすべき。

【回答・小宮山国務大臣】

法改正では継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みを廃止することになっている。労働者の不安は解消できると考える。法改正では、勧告に従わなかった企業名を公表できる規定を設けている。これを活用して未実施企業への指導をしたい。